

第12日目（9月22日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
7番	中 尾	尊 行	8番	石 峰	実
9番	尾 上	和 孝	10番	川 田	保 則
11番	太 田	一 彦	12番	堀 池	主 男
13番	藤 川	法 男	14番	今 井	泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主任書記 樋 口 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征 一 郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 義 之	建 設 課 長	楠 本 和 弘
水 道 課 長	堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	諸 隈 三 恵 子
代表監査委員	山 下 博 輝	教 育 長	岩 永 聖 哉
教 育 次 長	福 田 博 治	給食センター所長	林 田 孝 行
総 務 課 長 総 務 班 係	松 添 博	企 画 財 政 課 長 財 政 管 財 係	坂 本 昌 俊

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。皆さんおはようございます。

ただいまから平成29年第3回波佐見町議会定例会第12日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さんおはようございます。本日はごらんのように執行部におきましては、28日の開催まで6日となりました第23回全国棚田サミットの機運を高めるべく、スタッフユニフォームを着用して出席させていただきました。サミット成功へ向けての熱意をお酌み取りいただければ幸いに存じます。

それでは、追加議案の要旨について御説明いたします。

議案第63号 教育長の任命については、現教育長であります岩永聖哉氏が10月22日をもって任期満了となりますので、その後任に稗木場郷の中嶋健蔵氏を任命するものであります。岩永氏は3期12年にわたり教育長としてその要職を担い、本町教育行政の振興発展に多大な御尽力を賜ったところであります。これまでの御貢献に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

後任の中嶋健蔵氏は、大学卒業後、小学校教諭、教頭、校長と長年務められ、ことし3月末をもって定年退職されました。その経験を生かし、現在、教育委員会で教育指導主事として、各小中学校の教育指導を行っていただいております。人格、識見ともに優れ、教育長として最も適任者と存じますので、何とぞ御同意いただきますようお願い申し上げます。なお、当然ながら御本人の内諾は受けておりますので、念のため申し添えます。

日程第2 29陳情第1号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 29陳情第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について、付託しておりました産業厚生委員会の審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

○産業厚生委員長（尾上和孝君）

委員会報告をいたします。

平成29年9月20日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

産業厚生委員会

委員長 尾上和孝

委員会報告書

本委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記

29請願第1号。

平成29年9月11日。

全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情。

審査の結果、採択となりました。

別紙

付託事件審査報告書

先に産業厚生委員会に付託されておりました、29陳情第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について、審査結果の報告をいたします。

本陳情は、本定例会の第1日、9月11日の本会議において当委員会に付託されたものであり、9月14日に農林課の担当者を説明員として招き、調査を行いました。

森林環境税の創設に向けては、平成4年に森林交付税創設促進連盟が全国36町村で結成されたことを皮切りに、その動きに追随して、平成6年度には森林交付税創設促進議員連盟が全国124市町村議会で結成されました。当初は、地方交付税との別枠の森林交付税としてス

タートしたものだが、国の財政危機などの理由から、全国規模の新たな税の創設が提案され、現在では、森林環境税（仮称）という名称に変更され、連盟の名称もそれぞれ改称された。

以上のような経緯を踏まえ、ことし1月現在では、全国で563市町村と334市町村議会が各連盟に加入し、創設に向けた要望活動を展開しています。

また、平成12年には、地方分権一括法による地方税の改正によって都道府県の独自課税が導入しやすくなったことから、平成15年度に高知県が導入したことを皮切りに、平成29年3月現在では、37団体、2府35県が独立課税として森林環境税を導入しています。

長崎県においては、平成19年度に森林環境税として導入しており、個人県民税均等割を納めている人に年額500円を、法人には法人県民税均等割額の5%に相当する額を徴収しています。

税のあり方については、1期課税期間である5年毎に見直すこととなっており、運営委員会による議論やパブリックコメントを経て、平成23年度に5年間延長することとし、2期課税期間終期の平成28年度にもさらに延長することとなりました。

このような中で、国は平成29年度税制改正大綱において、森林整備などに必要な財源に充てるために、森林環境税の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示されました。

本町においても、間伐期を迎えた森林が、木材価格の低迷や路網の未整備などで費用対効果の面からも手つかずの状況にあることなど課題に面している状況において、森林整備に必要な財源の創設は必要不可欠であるとの認識のもと、連盟の活動に賛同し、平成29年度から森林環境税創設促進連盟へ加盟したものであります。

当委員会で審議した結果、木材価格の低迷や森林従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が主体となった森林・林業施策の推進は地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生などにつながる。しかし、市町村のみではそのための恒久的、安定的な財源が不足することも考えられるため、新たな税財源、全国森林環境税の創設についての29陳情第1号は、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（今井泰照君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○3番（三石 孝君）

議長、退席します。

○議長（今井泰照君）

これから29陳情第1号（「議長、質問いいですか、採決の前に」と呼ぶ者あり）

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

質問認められましたんですが、先ほどの三石議員の行動なんですが、委員会で全会一致で採択をした議案に対して、当該委員会委員が採決を棄権するということはどうなんですか。許される行為なのかどうなのか、その辺だけ確認をして採決に入っていただきたいと思っています。

○議長（今井泰照君）

三石議員の場合は、己の議員としての責任の上で退席されましたということでございます。

○6番（百武辰美君）

はい。

○議長（今井泰照君）

これから29陳情第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、29陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3～10 議案第55号～議案第62号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第55号 平成28年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10. 議案第62号 平成28年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題とします。

以上の8件について付託しておりました決算特別委員会の審査報告の提出がありましたので委員長の報告を求めます。

○決算特別委員長（藤川法男君）

おはようございます。

それでは決算特別委員長の報告をいたします。

ただいま一括議題となりました、議案第55号 平成28年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第62号 平成28年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましての8件に関しては、9月13日の本会議において決算特別委員会に付託されました。

9月19日、9月20日の両日、町長をはじめ、町執行部、教育委員会及び農業委員会の各管理職及び代表監査委員の出席を求め、決算特別委員会を開き、慎重に審査を行いました。その結果、議案第55号から議案第60号までの6件は認定、議案第61号及び議案第62号の2件につきましては、原案可決及び認定することに決定をいたしました。

なお、審査経緯及び質疑の内容につきましては、11人の委員の構成する委員会の審議でありまして、各委員ともその内容は承知されておりますので省略をいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず議案第55号 平成28年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第60号 平成28年度波佐見町町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括して採決します。

本案に対する委員会報告は6件とも全て認定であります。

本案は委員会報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員です。したがって、議案第55号から議案第60号までの6件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第61号 平成28年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第62号 平成28年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの2件を採決します。

本案に対する委員長の報告は2件とも原案可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第61号及び議案第62号の2件は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決定しました。

しばらく休憩します。10時30分より再開します。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第63号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第63号 教育長の任命についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

教育長の任命につきましては、本日先ほど町長のほうから追加議案の説明があったところでございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で教育長の任命及び任期等、それからそれに関連する法律の一部改正が平成26年6月20日に改正をされて、翌年の27年7月1日から施行されるということになりました。

これまでは、町長が議会の同意を得て教育委員を任命し、教育長については教育委員会が任命するというようになっておりましたけれども、改正後におきましては、町長が直接、議会の同意を得て教育長を任命するということになりました。

改正時点での教育長の任期は、改正前の法律が準用されますので、現岩永教育長は10月22日をもって無念の任期満了となります。後任の教育長は、改正後の法律が当然適用されることになりまして、任期は3年ということになります。また同時に、教育委員長長の職務を廃止をされまして、教育長が教育委員会を代表するということとなります。

なお、教育委員の任期は4年ということになっております。

それでは議案の説明を行います。

議案第63号 教育長の任命について。

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が、波佐見町稗木場郷704番地。氏名が中嶋健蔵。昭和31年7月31日生まれ。現在61歳であります。

別紙に資料として略歴を上げております。学歴が昭和54年の3月に日本体育大学を卒業されておりまして、すぐ54年の5月から旧上県町立伊奈中学校教諭を皮切りに、55年4月からは佐世保市立針尾小学校教諭、それから59年4月からは佐世保市立山手小学校教諭、63年4月からは生月町立生月小学校教諭、平成6年4月からは川棚町立小串小学校教諭、教諭として18年11カ月、それから平成10年4月からは東彼杵町立千綿小学校の教頭として、また14年4月からは波佐見町立中央小学校の教頭として8年間お務めになっております。さらに、平成18年4月からは佐世保市立三川内小学校の校長として、平成23年4月からは波佐見町立東

小学校の校長として、それから平成26年4月からは波佐見町立中央小学校の校長として平成29年の3月までお務めになって、校長としては11年間、これをもって定年退職をなされております。現在、29年の4月からは、教育委員会において教育委員会の指導主事をなされとります。このように38年の長きにわたりまして、子供の教育に当たっておられ、教育分野においては幅広い卓越した力を有しておられますし、人格、識見ともに優れ、信望も厚いものがあります。近年、子供を取り巻く環境や教育指導の問題等、非常に重要な時期でもあります。中嶋氏には当然このような状況を認識されておられると思いますので、また一つ高い視野からの本町の教育行政に御尽力いただけるものと期待をしているところでございます。

以上でございますが、何とぞ御同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

町内では、あと一人の方が候補者の話が出ておりまして、そのときに今言われる中嶋氏だけを頭においてされたのか、町民の方が二、三、言われることが、二人の方を対象で協議をされたのか、その経緯、経過ですね。委員会で協議をされたわけでしょう。どんなですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

二人だけということじゃなくして、全般的な中で、そういうところではそういうふうな二人というようなことがありましたけれども、全面的にあれして教育関係の皆さん方、いろいろな方々の御意見、御意向等も十分勘案しながら、そしてやはり総合的に判断して中嶋健蔵氏にお願いをしたということでございます。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

ただいまの御質問の中に、委員会で検討したのかという御質問がありましたが、この件については委員会で検討することはありません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 教育長の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第63号は同意することに決定しました。

日程第12 諮問第1号

○議長（今井泰照君）

日程第12. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

本件について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所が波佐見町皿山郷380番地1。氏名、小柳洋子。昭和26年6月10日生まれ。小柳洋子氏は現在、人権擁護委員として活躍をいただいております。今回1期目がことしの29年の12月31日に満了となります。引き続き、候補者として推薦をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については異議ないものとして推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は異議ないものとして通知することに決定しました。

日程第13 諮問第2号

○議長（今井泰照君）

日程第13、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは諮問第2号について説明いたします。

人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所が波佐見町湯無田郷1236番地。氏名、山口浩一。昭和29年11月4日生まれでございます。現在、金屋郷の橋本弘子氏が2期目の人権擁護委員を務められております。これが任期が29年の12月31日にまいります。その後任として推薦を求めるところでございます。

次ページを開けていただければ、資料として略歴をつけておりますが、皆さん御存じのように、山口浩一氏は波佐見町役場職員として務められておりました。大学を卒業後、昭和54年4月に役場に勤務なされました。税務課長、農林課長兼農業委員会事務局長を経て、27年の3月に定年退職をされております。その後、2年間再任用職員として採用されました。現在3月末をもって退職されております。公職歴が、波佐見町歴史文化交流館の建設検討委員会の委員を29年の7月からお務めになっておられるところでございます。

皆様も御存じのように、山口氏は性格も温厚で、人格、識見ともに人権擁護委員としては最適ではないかなというふうに思いますので、御同意方よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については異議ないものとして推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は異議ないものとして通知することに決定しました。

日程第14 報告第3号

○議長（今井泰照君）

日程第14. 報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

報告第3号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定します健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定します資金不足比率については、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて下記のとおり報告するものでございます。

まず、健全化判断比率法第3条関係でございます。

まず左のほうから、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目となっております。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化したものであり、赤字がないことから数字の記載はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計の全会計が対象となっておりますので、全ての会計におきまして赤字は出ておりませんので、数字の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては、12.0%となっております。前年度が13.0%でございましたので、比較しますと1.0ポイントの改善となります。

また、将来負担比率につきましては数値の記載がございません。それらの要因について、簡単に御説明をいたします。お手元資料の6枚目、後ろから2枚目の総括表③をごらんいただきます。

お手元の実質公債費率の算定では、町の年間の実質的な起債償還に対する持ち出し額を分子にして、一方、標準財政規模から交付税参入額等を差し引いたものを分母として算出しております。

平成28年度の単年度では、分子となる一般会計の起債元利償還額①になりますが、ここが約1,100万円、それから福祉組合の元利償還金負担額⑤のところは約3,500万円前年度に比較して減少しております。分子からの控除分⑧から⑩までの合計になりますが、中身の変動はあっておりますが、合計額に大きな変化はあっておりません。

一方、分母となる基礎につきましては、⑫から⑭までの合計、いわゆる標準財政規模も大きな変化はあっておりません。

これらを計算した結果、平成28年度単年度では10.72653%となっております。なお、実質公債費率は過去3カ年の平均であらわすために、平成26年度から平成28年度の平均値となる12.0%が28年度の数値となるわけでございます。

また、将来負担比率につきましては、お手元の最後のページをごらんください。

前年度5.8%でしたが、今回は数値の記載がございませんので、5.8ポイントの改善となっております。これは、一般会計の地方残高が約2億900万円減少したこと、それから基金積立や交付税措置額の増などにより充当可能と見込まれる財源が約2億1,600万円増額したことなどで、分子となる額が縮小したことに対して、分母は実質公債費率の算定と同様、標準財政規模に大きな変化がなかったことから指数の改善となりました。

再度、1枚目に戻っていただきまして説明を続けます。

健全化判断比率のもとに、下に括弧書きで示しております数値は、いずれもこれらの基準を超えた場合、財政健全化団体に指定されるというものでございます。

次に、下の欄の資金不足比率法22条関係ですが、これは上水道事業会計など四つの事業会計が対象となります。これらの会計では資金不足はなく赤字にもなっておりませんので、数字が上がっていないこととなります。

次に、2枚目、3枚目に8月25日に監査委員から通知がありました平成28年度健全化比率及び資金不足比率審査の結果についてはその写しを添付しておりますのでごらんいただきたいと思ひます。なお、監査委員の御意見にもありますように、今後とも各財政指数の動向を注視しながら計上経費の削減に努めるとともに、有効財源の活用を図りながら健全財政の堅持を図っていく所存でございます。

以上で、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上1件は報告事項でありますので御了承願ひます。

日程第15 発議第3号

○議長（今井泰照君）

日程15. 発議第3号 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の尾上和孝議員に内容説明を求めます。

○9番（尾上和孝君）

道路整備事業に係る補助率などのかさ上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書（案）について提案いたします。

発議第3号

平成29年9月22日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 尾上和孝

賛成者 波佐見町議会議員 太田一彦

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書（案）

標記について、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による補助率等のかさ上げ

を、平成30年度以降も継続し、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる社会の実現を図るために、国に対し意見書を提出するもの。

別紙

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書（案）

本町は長崎県のほぼ中央、東彼杵郡の北部に位置し、東は佐賀県武雄市、嬉野市、北は佐賀県有田町、西は佐世保市、南は川棚町に接していて、本町の約64%が山林原野で、県内では唯一海に面していない自治体である。このようなことから、本町の基幹産業である農業、窯業や観光などの地域産業の活性化を図っていくためには、物流の効率化や交流人口の拡大を図る道路の整備が極めて重要であるが、本町の基幹道路網の整備はまだ不十分の状況である。

また、これからの将来を担う小・中学生の通学路の安全安心の観点からも早急な整備が必要となる。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、道路財特法という）、この規定により、地方公共団体の財政力に応じて補助率などのかさ上げがなされているが、このかさ上げの措置は平成29年度末までの時限措置となっている。しかしながら、依然として都市部と地方部の地域間格差がある中で、町民の安全・安心や地方経済を支える道路の整備はまだまだ十分なものとは言えず、このかさ上げ措置が廃止されると、地方の財政を圧迫し、事業費が大幅に減少するため、道路整備が遅れ、地域間格差がさらに拡大することとなる。よって、国におかれては、道路財特法の規定による補助率等のかさ上げを平成30年度以降も継続し、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる社会の実現を図るために、計画的かつ着実な道路整備の促進、並びに道路インフラの老朽化対策のために必要な予算を、当初予算はもとより補正予算についても十分に確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出します。

平成29年9月22日。

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書を採決します。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。尾上和孝議員から発議第4号 森林環境税の創設に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

発議第4号 森林環境税の創設に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号

○議長（今井泰照君）

追加日程第1. 発議第4号 森林環境税の創設に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の尾上和孝議員に内容説明を求めます。

○9番（尾上和孝君）

森林環境税の創設に関する意見書（案）について説明いたします。

発議第4号

平成29年9月22日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 尾上和孝

賛成者 波佐見町議会議員 太田一彦

森林環境税の創設に関する意見書（案）

標記について、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。

市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税の早期導入を求めるため、国に対し意見書を提出するものです。

別紙

全国森林環境税の創設に関する意見書（案）

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成など、山林対策に主体的に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。このような中、政府与党は、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備などに必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて、国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら具体的な仕組みなどについて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や、安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の安全や地方創生などにもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は、喫緊の課題である。よって、下記の制度創設に

ついて実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備などに必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて、国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に関し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記されていることから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るため、全国森林環境税の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日。

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号 森林環境税の創設に関する意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、発議第4号は原案のとおり可決しました。

日程第16 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第16. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、

お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会におきまして議決されました案件について、字句、数字その他整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成29年第3回波佐見町議会定例会を閉会します。

午前11時4分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員